平成22年11月1日

教委告示第4号

改正 平成29年3月15日教委告示第2号

改正 令和5年1月10日教委告示第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、文化、社会教育及び社会体育の振興を図るため、予算の範囲内でみなかみ町文化・体育振興費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、みなかみ町補助金等に関する規則(平成17年規則第28号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第2条 補助対象事業及び補助の対象となる経費は、別表のとおりとする。 (補助額)

第3条 補助額は、補助対象経費の範囲内とし、予算の範囲内で町長が認める額とする。 (申請の手続)

- 第4条 規則第4条の規定により、補助金の交付を受けようとするもの(以下「補助事業者等」という。)は、申請書に次に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

- 第5条 補助事業者等は、次に該当する場合には、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。
 - (1) 補助事業等の内容の変更をしようとする場合
 - (2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとする場合

(実績報告)

- 第6条 補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、規則第11条第1項の補助金等事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、当該補助事業の完了後20日以内に町長に提出しなければならない。
 - (1) 事業実績報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) その他町長が必要と認める書類 (平29教委告示2・一部改正)

(補助金の支払)

第7条 この補助金は、概算払の方法により支払う。

2 補助事業者等は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、請求書に補助金の交付決定通知の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

附則

この告示は、平成22年11月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成29年3月15日教委告示第2号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

補助対象事業	補助対象経費
青少年団体育成事業	少年団体、青年団体の活動運営に要する経費、青年大会派
	遣費及び青年海外派遣費
婦人団体育成事業	婦人団体の活動運営に要する経費
文化活動振興事業	美術展、音楽会、文芸大会、自主文化活動グループ展の開
	催及び文芸誌、史談の発行その他文化振興事業に要する経費
文化財保存事業	国又は県指定文化財の管理、修理、保存及び公開等に要す
	る経費並びに町指定文化財でみなかみ町文化財保護条例(平
	成17年条例第230号)に基づく保存に要する経費
青少年健全育成事業	青少年の健全育成、非行防止、事故防止、社会環境の浄化
	及び広報啓もう活動に要する経費並びに青少年育成推進員連
	絡協議会の活動運営に要する経費及び二十歳の集い事業に要
	する経費
家庭教育・子育支援事業	週末活用の体験教室や子育支援に関する事業に要する経費
社会体育振興事業	社会体育振興事業に要する経費
その他社会教育振興事業	町長が、その都度認めた事業及び経費